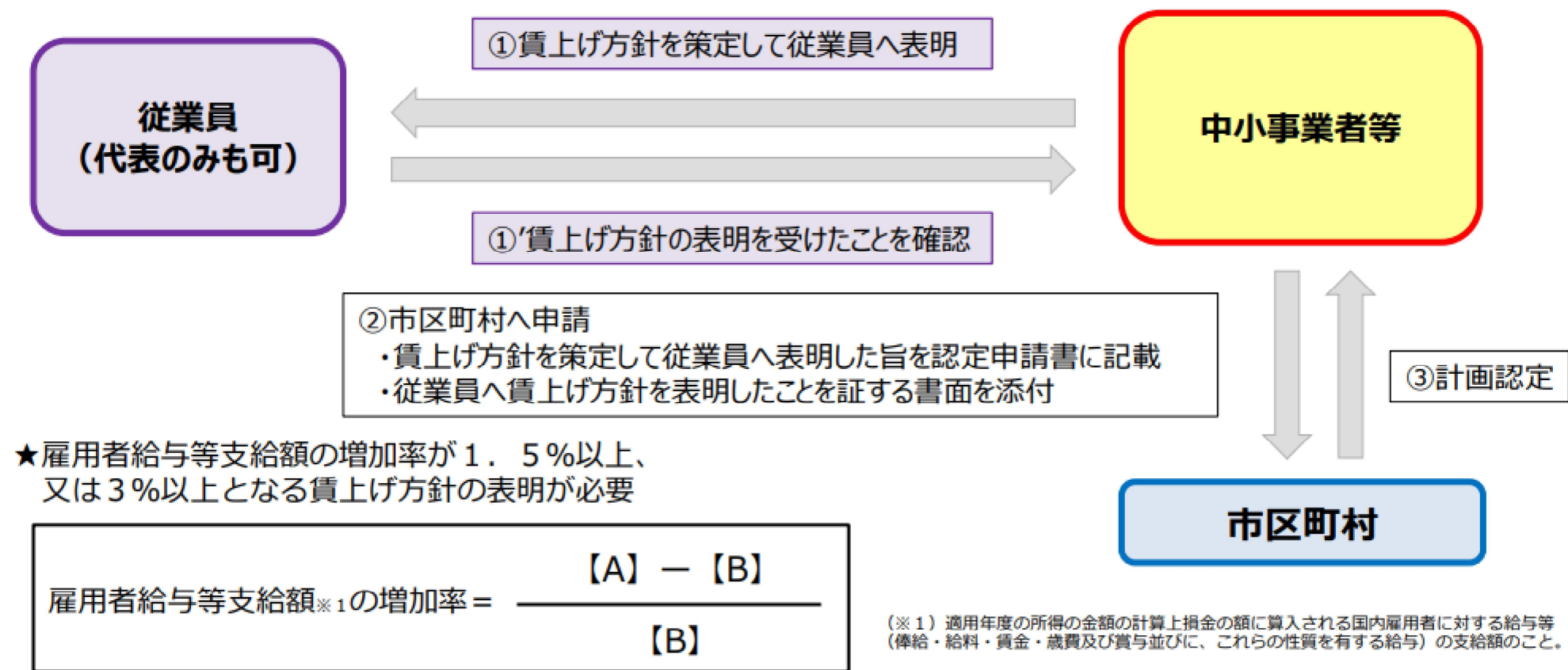


固定資産税の特例について（スキーム図②） ～賃上げ方針の表明について～

→ 固定資産税の特例を適用するため、賃上げ方針の表明を計画に位置づける必要があります



★賃上げ方針で用いる計算式（賃上げ方針を変更する場合、以下の「申請日」を「変更計画の申請日」に置き換えて下さい。）

【A】 計画認定の申請日の属する事業年度_{※2} 又は 当該申請日の属する事業年度の翌事業年度における雇用者給与等支給額

（※2）令和7年4月1日以後に開始する事業年度に限る。

【B】 当該申請日の属する事業年度の直前の事業年度における雇用者給与等支給額